

**デイサービス 風楽の家 重要事項説明書**  
< 令和 8 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0996-20-8220 (8時30分～17時30分まで)  
担当 西之園 隆  
\* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 認知症対応型通所介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	社会福祉法人 市比野福祉会 デイサービス 風楽の家		
所在地	鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地18		
介護保険指定番号	地域密着型サービス	4690200128号	
サービスを提供する対象地域	薩摩川内市(甕島は除く)		

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の設備の概要

定員	12名	送迎車	2 台
浴室	一般浴槽が あります。		

(3) 営業時間

平日・祭日	9時00分～17時00分
-------	--------------

\* 毎週月曜日～土曜日、但し、年末年始を除く  
\* (緊急連絡電話 0996-20-8220までご連絡ください。)

(4) 職員数及び職務内容

従事者の員数は下記以上の人数を配置する。

- ① 管理者 1名  
管理者は事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を1元的に行う。
- ② 生活相談員 1名 以上
- ③ 介護職員 1名 以上  
上記の従業者は、それぞれの職務に応じた施設サービスの提供に努める。

3. 料金

(1) 利用料金

① 通所介護利用料(1回につき)

3時間以上4時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	475 単位	4,750 円	475 円	950 円	1,425 円
要支援2	526 単位	5,260 円	526 円	1,052 円	1,578 円
要介護1	543 単位	5,430 円	543 円	1,086 円	1,629 円
要介護2	597 単位	5,970 円	597 円	1,194 円	1,791 円
要介護3	653 単位	6,530 円	653 円	1,306 円	1,959 円
要介護4	708 単位	7,080 円	708 円	1,416 円	2,124 円
要介護5	762 単位	7,620 円	762 円	1,524 円	2,286 円

## 4時間以上5時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	497 単位	4,970 円	497 円	994 円	1,491 円
要支援2	551 単位	5,510 円	551 円	1,102 円	1,653 円
要介護1	569 単位	5,690 円	569 円	1,138 円	1,707 円
要介護2	626 単位	6,260 円	626 円	1,252 円	1,878 円
要介護3	684 単位	6,840 円	684 円	1,368 円	2,052 円
要介護4	741 単位	7,410 円	741 円	1,482 円	2,223 円
要介護5	799 単位	7,990 円	799 円	1,598 円	2,397 円

## 5時間以上6時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	741 単位	7,410 円	741 円	1,482 円	2,223 円
要支援2	828 単位	8,280 円	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護1	858 単位	8,580 円	858 円	1,716 円	2,574 円
要介護2	950 単位	9,500 円	950 円	1,900 円	2,850 円
要介護3	1,040 単位	10,400 円	1,040 円	2,080 円	3,120 円
要介護4	1,132 単位	11,320 円	1,132 円	2,264 円	3,396 円
要介護5	1,225 単位	12,250 円	1,225 円	2,450 円	3,675 円

## 6時間以上7時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	760 単位	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
要支援2	851 単位	8,510 円	851 円	1,702 円	2,553 円
要介護1	880 単位	8,800 円	880 円	1,760 円	2,640 円
要介護2	974 単位	9,740 円	974 円	1,948 円	2,922 円
要介護3	1,066 単位	10,660 円	1,066 円	2,132 円	3,198 円
要介護4	1,161 単位	11,610 円	1,161 円	2,322 円	3,483 円
要介護5	1,256 単位	12,560 円	1,256 円	2,512 円	3,768 円

## 7時間以上8時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	861 単位	8,610 円	861 円	1,722 円	2,583 円
要支援2	961 単位	9,610 円	961 円	1,922 円	2,883 円
要介護1	994 単位	9,940 円	994 円	1,988 円	2,982 円
要介護2	1,102 単位	11,020 円	1,102 円	2,204 円	3,306 円
要介護3	1,210 単位	12,100 円	1,210 円	2,420 円	3,630 円
要介護4	1,319 単位	13,190 円	1,319 円	2,638 円	3,957 円
要介護5	1,427 単位	14,270 円	1,427 円	2,854 円	4,281 円

8時間以上9時間未満

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
要支援1	888 単位	8,880 円	888 円	1,776 円	2,664 円
要支援2	991 単位	9,910 円	991 円	1,982 円	2,973 円
要介護1	1,026 単位	10,260 円	1,026 円	2,052 円	3,078 円
要介護2	1,137 単位	11,370 円	1,137 円	2,274 円	3,411 円
要介護3	1,248 単位	12,480 円	1,248 円	2,496 円	3,744 円
要介護4	1,362 単位	13,620 円	1,362 円	2,724 円	4,086 円
要介護5	1,472 単位	14,720 円	1,472 円	2,944 円	4,416 円

\* 毎週月曜日～土曜日、但し、年末年始は休みです。

② 入浴介助加算 I (1回につき)

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円

③ サービス提供体制強化加算 II (1回につき)

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	18 単位	180 円	18 円	36 円	54 円

④ 送迎未実施減算 (片道につき)

※送迎を実施しなかった場合は片道当たり下記の料金を通所介護利用料から差し引きます。

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	△ 47 単位	△ 470 円	△ 47 円	△ 94 円	△ 141 円

⑤ 生活機能向上連携加算 (1月につき)

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	200 単位	2,000 円	200 円	400 円	600 円

⑥ 若年性認知症利用者受入加算 (1回につき)

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	60 単位	600 円	60 円	120 円	180 円

⑦ 科学的介護推進体制加算 (I) (1月につき)

	給付単位数	1回あたりの料金	自己負担額 (1割の場合)	自己負担額 (2割の場合)	自己負担額 (3割の場合)
全利用者	40 単位	400 円	40 円	80 円	120 円

⑧ 介護職員処遇改善加算 I

介護度別サービス基本料金及び該当する加算を加えた額の1,000分の181に相当する加算を算定します。

- ・ 昼食材料費 1食あたり 500 円 (全額自己負担)

(2) 支払方法

- ・ 今回利用時の金額の精算は、翌月末一括支払いといたします。
- ・ ご利用金額は事前にお知らせいたします。

## 4. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当施設職員がお伺いいたします。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) サービスの終了

#### ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

#### ② 当施設の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず20日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為やハラスメント行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
- ・ご利用者様の入所・退所に関して必要な情報の提供を正当な理由(サービス担当者会議)におきまして、居宅介護支援事業所に開示する事を当重要事項説明書の署名をもって同意することといたします。

## 5. 当認知症対応型通所介護事業所の特徴等

### (1) サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用にあたり利用者の方々からゆとりあるサービスを利用していただく為に下記の点をお守り下さい。

1. 健康状態に異常がある場合には、その旨を必ず申し出ること。
2. 機能訓練室又は器具類の利用の際は、担当看護師もしくは機能訓練室担当職員に申し出ること
3. 大金や貴重品の持込みはご遠慮下さい。

## 6. 非常災害対策

- ・防災時の対応 ..... 非常時は職員の指示に従ってください
- ・防災訓練 ..... 年2回実施
- ・防火責任者 ..... 山口 智美

## 7. サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当

担当 西之園 隆

TEL 0996-20-8220

この他に苦情の窓口として当事業所のほかに下記の機関に相談をすることができます。

### (2) 第三者委員

- ① 上川路長生 公認会計士 TEL 099-252-7070
- ② 津曲 義人 監事 TEL 090-4176-4066

### (3) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 各市町村名(薩摩川内市役所 高齢・介護福祉課)  
住所: 鹿児島県薩摩川内市神田町3-22 TEL 0996-23-5111
- ② 鹿児島県社会福祉協議会 苦情解決委員会  
住所: 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号 TEL 099-286-2200
- ③ 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室  
住所: 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番地6号 TEL 099-213-5122

## 8. 緊急時及び事故発生時の対応

- 1 利用者の心身の状況に異変その他、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医或いは協力医療機関へ連絡をし、適切な措置を講じる。また、サービス提供に際して、利用者又は、その家族に対して事故発生時の対応及びリスクについて説明し、本書面をもって同意を得たこととする。
- 2 事業所は、サービス提供により事故が発生した場合、速やかに家族及び関係居宅介護支援事業所へ連絡をする。また、重大な事故については、保険者である関係市町村への報告を行うものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置については、記録を残すものとする。
- 4 明らかに事業所に起因する事故で、損害賠償が必要な事故の場合は、速やかに損害を賠償をいたします。

## 9. 秘密の保持

- 1 事業者及び当施設の職員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得たご利用者本人及びご利用者の家族、身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、施設の職員が退職後、就業中に業務上知り得たご利用者及びご利用者の家族、身元引受人の秘密を正当な理由なく、漏らすことがないように配慮します。

## 10. 身体拘束等について

- 1 ご利用者の処遇に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- 2 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、拘束の必要な理由、その態様及び時間、特記すべき心身の状況及び拘束開始時間及び解除の予定等を説明し家族等の同意を得ます。

11. 個人情報の保護及び個人情報提供の同意について

ご利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

別添「個人情報に関する基本方針」、「個人情報の「利用目的」参照

なお、サービス担当者会議等において、正当な理由がある場合、居宅介護支援事業等に対してご利用者及びご利用者及びご利用者の家族等に関する個人情報を提供することができるものとします。

12. 第三者評価の実施状況について

現在当施設は第三者評価を実施しておりませんが、実施した際は、実施した直近の年月日、評価機関の名称、評価結果の開示状況を随時照会していきます。

- ・重要契約事項に記載されていない事項に関しましてはその都度、利用者と話し合いによって決定いたします。

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 社会福祉法人 市比野福祉会 デイサービス 風楽の家  
名称 鹿児島県薩摩川内市田崎町630番地18  
理事長 銚之原 律子 印

説明者 所属 管理者  
氏名 西之園 隆 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印

# 個人情報に関する基本方針

社会福祉法人 市比野福祉会（以下、「法人」という）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護・高齢者福祉サービスに携わるものの重大な責務と考えます。

法人が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

## 記

### 1. 個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

①個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

②個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。

③法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

### 2. 個人情報の安全性確保の措置

①法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

②個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

### 3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、個人情報相談窓口（電話0996-21-1515）までお問い合わせください。

### 4. 苦情の対応

法人は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

社会福祉法人 市比野福祉会

理事長 銚之原 律子

# 個人情報の利用目的

社会福祉法人 市比野福祉会 では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

## 【利用者への介護・高齢者福祉サービスの提供に必要な利用目的】

### 1. 施設内部での利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護・高齢者福祉サービス
- ② 介護保険・措置及び高齢者福祉サービス等に関わる事務
- ③ 介護・高齢者福祉サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ サービス利用等の管理
  - ・ 会計、経理
  - ・ 介護事故、緊急時等の報告
  - ・ 当該利用者の介護・高齢者福祉・医療サービスの向上

### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が利用者等に提供する介護・高齢者福祉サービスのうち
  - ・ 利用者に居宅・入所サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、入所施設等施設との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - ・ その他の業務委託
  - ・ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - ・ 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - ・ 保険事務の委託（一部委託含む）
  - ・ 審査支払い機関へのレセプトの提出
  - ・ 審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 1. 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
  - ・ 介護・高齢者福祉サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - ・ 施設等において行われる学生等の実習・ボランティア活動への協力
  - ・ 施設において行われる事例研究等

### 2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
  - ・ 外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

社会福祉法人 市比野福祉会  
理事長 銚之原 律子